

群馬県立県民健康科学大学教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び群馬県公立大学法人職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第1号。以下「就業規則」という。）第2条第4項の規定に基づき、群馬県公立大学法人（以下「法人」という。）において期間を定めた労働契約を締結する群馬県立県民健康科学大学教員（以下「任期付教員」という。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期付教員の任期等)

第2条 任期付教員の任期等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に就業規則第22条に定める定年に達したときは、当該任期付教員の任期は、定年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

3 任期中に出産休暇、育児休業及び病気休暇等で90日を超える就業できない期間（以下「就業できない期間」という。）が生じた場合の任期は、就業できない期間に相当する期間（30日未満は切り捨てる。）延長できるものとする。

(任期途中で昇任又は降任した場合の任期)

第3条 任期付教員が、任期の途中において昇任又は降任した場合、当該任期付教員の昇任又は降任前の職員の残任期に関わらず、新たな職位での任期が始まるものとする。

(通算労働契約期間が10年を超える場合の手続き)

第4条 任期付教員の通算労働契約期間が10年を超える場合、任期付教員は、現在の労働契約期間の満了する日までの間に、労働契約法第18条及び大学教員等の任期に関する法律第7条の規定により、理事長に期間の定めのない労働契約に転換することについて申込みをすることができる。

2 前項の通算労働契約期間は、平成30年4月1日以降に開始する労働契約期間を通算するものとし、現在締結している労働契約については、その満了までの期間とする。

(任期付教員の再任手続き)

第5条 任期付教員の再任にあたっては、再任審査委員会において当該任期付教員の当該任期期間中の人事評価等に基づき、再任判定の審査（以下「再任審査」という。）を行う。

(同意)

第6条 任期付教員を任用する場合には、同意書（別記様式）により、当該任期付教員の同意を得なければならない。

（公表）

第7条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に旧規程により任用されていた任期付教員の任期は、当該教員の旧規程に基づく任期の残任期間とする。
- 3 この規程の施行の際、現に出産休暇、育児休業及び病気休暇等（以下「休暇等」という。）を取得している者で、施行日以降も引き続き休暇等を取得した任期付教員については、施行日前の休暇等により就業できない期間に相当する期間も含めて、第2条第3項に規定する任期の延長をすることができるものとする。

別表（第2条関係）

項 目	内 容
(1) 任期付きとする職	ア 教育研究組織 看護学部及び診療放射線学部 イ 対象教員 講師、助教及び助手
(2) 任期	講師 5年 助教 4年 助手 4年
(3) 再任に関する事項	再任可

別記様式（第6条関係）

同 意 書

年 月 日

群馬県公立大学法人理事長 様

（ 氏 名 ） 印

私は、群馬県立県民健康科学大学教員の任期に関する規程第6条の規定に基づき、下記の任期により群馬県立県民健康科学大学職員として任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、上記に定める任期の満了前に群馬県公立大学法人職員就業規則（群馬県公立大学法人規則第1号）第22条に定める定年に達したときは、任期は、定年に達した日以後における最初の3月31日までとする。